厚　生　委　員　会　会　議　録

１　開会年月日

令和８年１０月７日（水）

２　開会場所

委員会室

３　出席委員（８名）

委員長	のぐち	けんたろう
副委員長	松　丸	昌　史
理　事	千　田	恵美子
理　事	沢　田	けいじ
理　事	宮　崎	こうき
理　事	たかはま	なおき
理　事	田　中	としかね
委　員	市　村	やすとし

４　欠席委員

な　し

５　委員外議員

副議長	高　山	泰　三
議　員	依　田	翼
議　員	山　田	ひろこ
議　員	田　中	香　澄
議　員	金　子	てるよし
議　員	上　田	ゆきこ

６　出席説明員

成　澤　廣　修	区　長
加　藤　裕　一	副区長
新　名　幸　男	副区長
丹　羽　恵玲奈	教育長
鈴　木　裕　佳	企画政策部長

竹　田　弘　一　　総務部長
瀬　尾　かおり　　地域包括ケア推進担当部長
阿　部　敦　子　　保健衛生部長兼文京保健所長
川　﨑　慎一郎　　企画課長
宮　間　恵梨果　　政策研究担当課長
菊　池　日　彦　　用地・施設マネジメント担当課長
猪　岡　君　彦　　財政課長
横　山　尚　人　　広報戦略課長
畑　中　貴　史　　総務課長
木　口　正　和　　契約管財課長
進　　憲　司　　福祉政策課長
小　山　直　秀　　事業者支援担当課長
中　島　一　浩　　生活衛生課長
寺　崎　　寛　　整備技術課長

７　事務局職員

事務局長　　佐久間　康　一
議事調査主査　　杉　山　大　樹
議事調査主査　　窪　田　英二郎
議事調査担当　　阿　部　隆　也

８　本日の付議事件

(1)　付託議案審査

1)　議案第54号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約
2)　議案第55号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約
3)　議案第56号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約
4)　議案第57号　特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約
5)　議員提出議案第１号　文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例

(2)　付帯決議案審査

1)　議員提出議案第１号文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例に対する付帯決議案

(3)　その他

午後　　３時３５分　開会

○のぐち委員長　それでは、厚生委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員御出席です。

理事者につきましては、関係理事者に御出席をいただいています。

区長提出議案審査に関連する理事者として、木口契約管財課長、寺崎整備技術課長に御出席いただいています。

なお、矢島福祉部長は病気療養のため欠席です。

○のぐち委員長　先ほど、委員から委員長に対して、議員提出議案第１号、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例に対する付帯決議案が提出されました。

また、本日の委員会について、報道機関から撮影及び録音の申請がございました。具体的には、TOKYO MX様より、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例に関連する内容を取材するということで、取材内容は、10月14日、水曜日の「堀潤ライブジャンクション」で放映される予定とのことです。

これらの件について協議するため、ただいまから理事会を開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長　それでは、理事会室に御移動をお願いいたします。

また、理事者の出席は必要ありません。

それでは、休憩といたします。

午後　　３時３６分　休憩

午後　　３時４２分　再開

○のぐち委員長　それでは、委員会を再開いたします。

理事会の協議結果を御報告いたします。

付帯決議案の審査は、議員提出議案の審査終了後に行い、提案理由の説明、質疑及び態度

表明を行うものとされました。

なお、提案理由の説明については、田中としかね委員が行います。

また、TOKYO MX様からの申請を承認することとなりましたので、ただいまから撮影を行っていただくこととといたします。

機材の関係がありますので、少々お待ちください。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○のぐち委員長　それでは、本日の委員会運営について御報告いたします。

付託議案審査５件、区長提出議案４件、議員提出議案１件、議案第54号から第57号までの４件については、関連するため一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行うこととします。議員提出議案の審査は、区長提出議案４件の審査が終了した後に行います。議員提出議案第１号の審査の際、提案説明は高山泰三議員が行い、説明者として高山泰三議員、山田議員、金子議員、田中香澄議員、上田議員、依田議員が出席をいたします。その２、付帯決議審査、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、以上の運びにより本日の委員会を運営していきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長　各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、本委員会が円滑に運営されるよう御協力をお願いいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――――

○のぐち委員長　それでは、付託議案審査５件に入ります。

議案第54号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約、議案第55号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約、議案第56号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約、議案第57号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約。

それでは、提案説明の、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長　ただいま議題とされました議案第54号から第57号までについて、提案理由を御説明いたします。

まず、議案第54号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事請負契約について提案理由を御説明いたします。議案集データの７ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る８月20日に入札を行い、最低金額入札者と同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金14億3,000万円でございます。

契約の相手方は、松下・ビッグルーフ・工技研建設共同企業体。構成員の代表者は、東京都文京区本郷一丁目34番４号、株式会社松下産業、代表取締役松下和正。他の構成員は、東京都文京区水道一丁目12番15号、株式会社ビッグルーフ、代表取締役大屋高広、東京都文京区本郷二丁目12番６号、株式会社工業技術研究所、代表取締役田辺玲子でございます。

なお、工期、支出科目等は、議案集データの８ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第55号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。議案集データの９ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他電気設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る８月21日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定による随意契約によりまして、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金10億3,116万2,000円でございます。

契約の相手方は、大平・小嶋・青木建設共同企業体。構成員の代表者は、東京都文京区本郷三丁目22番９号、大平電気株式会社東京支社、支社長阿部正樹。他の構成員は、東京都文京区千駄木二丁目46番４号、小嶋電工株式会社、代表取締役小嶋守、東京都文京区小石川二丁目３番25号、株式会社青木電気工業所、代表取締役青木崇でございます。

なお、工期、支出科目等は、議案集データの10ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第56号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。議案集データの11ページ及び工

事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他給排水衛生設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る８月21日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定による随意契約によりまして、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金６億1,411万9,000円でございます。

契約の相手方は、大平・高橋・エイシー建設共同企業体。構成員の代表者は、東京都文京区本郷一丁目19番６号、株式会社太平エンジニアリング、代表取締役後藤悟志。他の構成員は、東京都文京区千石四丁目14番10号、株式会社高橋管工社、代表取締役高橋直和、東京都文京区白山一丁目21番15号、株式会社エイシーセレニテイ、代表取締役國井福太郎でございます。

なお、工期、支出科目等は、議案集データ12ページに記載のとおりでございます。

続きまして、議案第57号、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。議案集データの13ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第１項第５号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、特別養護老人ホーム文京白山の郷大規模改修その他空気調和設備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付き一般競争入札によりまして、去る８月21日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の２第１項第８号の規定による随意契約によりまして、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金４億9,062万2,000円でございます。

契約の相手方は、太平・泉屋・松嶋建設共同企業体。構成員の代表者は、東京都文京区本郷一丁目19番６号、株式会社太平エンジニアリング、代表取締役後藤悟志。他の構成員は、

東京都文京区湯島一丁目６番８号、株式会社泉屋工業所、代表取締役齋藤博、東京都文京区本郷四丁目35番14号、松嶋建設工業株式会社、代表取締役安田洋之でございます。

なお、工期、支出科目等は、議案集データの14ページに記載のとおりでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願いいたします。

○のぐち委員長　それでは、議案第54号から第57号までの質疑をお願いいたします。

千田委員。

○千田委員　まず、議案第54号の建築工事なんですけど、この建築工事、入札公告が３回実施されると聞いているんですけど、まず、その経過について説明してください。

○のぐち委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　こちらの建設工事につきましては、今、委員おっしゃったとおり３回やっているんですけど、まず、当初は、今年の２月13日に入札公告をお出ししたところだったんですけど、入札の参加の希望をされる事業者がなかったため、この入札は中止となったところでございます。これは、一般制限競争入札をやるに当たりまして、大きな流れとしては、まず、最初に入札公告をやり、次のステップとしては、入札に参加を希望を意向を示した事業者さんの参加の申請を受けまして、その事業者の方々が参加資格があるかどうかを確認した上で、最終的に資格のある方が当日入札に参加するという流れになりますので、１回目はその入札に至らず、参加の希望者がなかったというところでございます。これで一旦、入札を中止いたしまして、２回目の入札公告は、３月13日に入札公告をオープンにしまして、このときは入札参加希望者がございまして、実際に４月の22日に入札をしていただいたんですけど、ここは予定価格の範囲内での落札ではなかったので、入札自体が不調になって契約ができなかったというところでございます。３回目の入札は、今度は６月29日に入札公告をやりまして、今回の契約締結予定の事業者が入札に参加していただいて、落札予定価格の範囲内での入札がありましたので、落札したという流れでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　流れ的にはよく分かりました。最初の入札公告、２月13日ですね、ここには希望者がいなかったというのはなぜでしょうか、それを一つお答えいただきたいのと、次の入札公告では１企業入札があって、予定価格が税込みで12億1,221万1,000円に対し、入札価格が13億4,420万円と１億3,000万円の乖離があったということで契約不調となっています。２回目の予定価格が14億5,591万6,000円という２億4,000万円も値上げしているんですね。その値上げした理由、根拠をお答えください。

○のぐち委員長　寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長　まず１点目の、１回目の入札におきまして応募者がいなかったという分析でございますが、施工者にヒアリングをかけたところ、３者ＪＶという一つのハードルがあるために、なかなかチーム構成をするのに時間を要したというふうに聞いております。

２点目でございますが、すいません、予定価格が上がった理由でございますが、まずは１回目、２回目の入札時の単価といいますのが、令和８年１月の単価を使っております。３回目の入札におきましては、令和８年の６月単価を使用しているというのが要因の一つでございます。また、３回目の入札におきましては、建築工事、電気工事、機械設備工事とも、再度、見積り聴取をしております。これは、令和８年の３月以降の中東情勢の緊迫化を背景としまして、原油・ナフサ価格が上昇しており、その結果、４月以降、ナフサを原料とします塗料や防水材、断熱材などの建設資材におきまして価格の上昇が顕著になったものでございます。こうした建設資材を取り巻く市場環境の変化を踏まえまして、６月に積算したときには約２億4,000万円ほどの増額となったものでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　１月から６月まで単価の変更と、あと、中東の影響ということでお答えいただいたんですけど、１月から６月という５か月間で約20％値上がりしているんですね。ということは、一月で４％ずつ値上がりをしたという、これ６月の単価でありまして、今はもう既に10月ですね。この段階でも４か月経過している。そうすると、単純な考え方でも１か月４％とすると16％の値上がりの可能性もあり得る。また、契約成立後から、これは８月に契約が成立しているんですけど、今の時点で10月なので２か月近く経過している、この契約成立後から考えても２か月と言ったら８％と考えても１億円以上になるんですけれども、業者のほうですね、月々４％ずつも上がっていく、このような状況に対して、８月時点の契約ということで業者の合意は大丈夫なのでしょうか。このことによって人件費が削られるなどの影響があっては絶対いけないと思うんですね。なので、公契約条例は厳守してほしい、その思いでこの質問をしているんですけど、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長　特に、先ほども御答弁申し上げましたが、令和８年の３月以降、短期間にわたり建設資材が急騰しております。あるメーカーの資料によりますと、防水材料が５月から約40％から50％ほど価格改定が行われるということで、短期間で大幅な価格上昇が見られております。これは、毎月40％から50％価格高騰が継続されるというのではなく、特に４

月から６月が、この価格上昇が顕著になったというふうに確認しております。また、明日以降、明日、本契約ということで、契約工期が明日から始まるわけでございますが、今後、価格上昇が見られた際には、例えば契約条項のインフレスライドの対応を行うことにより、このような価格高騰の対応を適切に行っていきたいと考えております。

○のぐち委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　今の整備課長の答弁に補足いたしまして、また、契約管財といたしましても、こちら、一応、予定価格１億円を超える工事になりまして、委員もちょっと触れていただきましたが、公契約条例の対象になりますので、実際に契約が履行した後にはチェックリストの提出など、事業者にもそういった労働報酬下限額への配慮を求めていくことで、適切な工事の履行になるように、そちらの面からも対応していきたいと考えております。

○のぐち委員長　よろしいですか。

千田委員。

○千田委員　そうですね。公契約、人件費が削られることのないよう、公契約条例、本当に業者の方も大変だと思いますけど、やはり区民の税金を使うので、そこの何というんですか、調節は非常に難しい工夫が要るものとは思いますが、そこはしっかりやっていただきたいと思います。

それで、議案第55号、56号、57号、これ三つに共通して言えることなんですけど、契約金額と区の予定価格がぴったり、全く同じということなんですけど、本来、入札時には予定価格は公表しないことになっているんですけど、交渉が成立するということは、交渉中に予定価格を提示しているのでしょうか。

○のぐち委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　こちらは、いわゆる随意契約の交渉をした結果として、結果的に同じ金額になったということでございますので、何かこちらから積極的に予定価格を示して、それに近づけてくださいとかそういった交渉ではなく、あくまでも事業者さんのほうの努力可能な範囲の中で、新しいですね、当初示された額よりも低い金額をお示しいただいて、結果的には予定価格以下の金額となったという流れでございます。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　交渉中に予定価格を表示しなかったということなんですけど、三つの議案、延べ９社が関わって、延べでね、９社が関わっていることで、その９社がぴったりと予定価格と、こちらが表示しないのに予定価格とぴったり同じになったってあり得るんでしょうか。ちょ

っと疑問が残ります。解せないんですが。

○のぐち委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　実際の具体的にそれぞれの交渉は３社それぞれで行われてたところでございますけれども、何かこちらのほうからですね、その予定価格にとにかく合わせてくださいとか、そういった形での交渉はせず、結果としてこういった結果になったというふうに捉えております。

○のぐち委員長　千田委員。

○千田委員　分かりました。折り合ったところが、偶然同じ価格だったという理解なんでしょうか。入札時に、交渉時に予定価格は公表してないという理解で、そこは間違いないですね。はい、分かりました。

　あと、議案54から、議案第54号から57号議案に全体に係る質問なんですけれども、文京白山の郷は、施設の老朽化に伴う大規模改修工事のために、全員をほか施設への移動のために、令和６年７月より入所を停止しました。そして、運営事業者も2025年３月末に福音会が撤退し、そして翌月ですね、25年４月から運営開始した芙蓉会ですね、芙蓉会が運営開始しましたが、53日後に区への事業譲渡の相談があり、26年10月、今年の10月ですね、会から人響会への事業譲渡を申し出て、区は承諾したという流れがあります。この流れの中で、この大規模改修設計準備ですね、これは区と芙蓉会がほとんどやって、区と芙蓉会でやってきたものと思われるんですけれども、建物は利用する人、そして職員、ケア労働者にとって利用しやすく、使いやすいことが求められます。ずっと区と芙蓉会で相談してやってきたことで、このときになって、始める段階に当たって人響会に交代するんですけれども、その芙蓉会と人響会はしっかり打合せができて、できているんでしょうか。そして、この工事ですね、大規模改修の工事、この全体の工事に対して、人響会は納得しているんでしょうか。そこを伺います。

○のぐち委員長　千田委員、まとめてください。もう一度。終わりですか。

○千田委員　いえ。

○のぐち委員長　その関係を、質問する。

○千田委員　じゃあ、そこを聞いて、もう一つやります。それで終わります。

○のぐち委員長　で、そのまま。

○千田委員　続けて。

○のぐち委員長　はい。

○千田委員　分かりました。それと、今、申し上げたように、白山の事業者は変更があって運営が進まない、スムーズに進まない中で、やっと工事が始まる、このような状況ですね。入札公告も３回出してなかなか決まらなかったという状況もありますし、なので、そんな中でやっぱり介護サービスが安定的に、介護サービスが安定的に、安定的な提供には自治体は非常に重い責任を持っています。なので、契約を結んだからおしまいではなくて、区にもしっかりと関わっていただきたいと思います。例えば定期的な現場での打合せに出席するなど、その応援する気持ちも含めて、区はどのように関わっていくのでしょうか。お答えください。

○のぐち委員長　小山事業者支援担当課長。

○小山事業者支援担当課長　まず、１点目の御質問についてのお答えですが、設計の際に、芙蓉会の職員から現場の意見を伺いながら設計を行ってきたということがありますが、その際に関わった芙蓉会の職員については、文京拠点の職員から意見を伺っていたというところなんですが、人響会へ事業譲渡された後につきましては、その文京拠点の職員は全員が人響会に移籍をしておりますので、設計時にいただいた意見と、あと職員とともに人響会のほうに引き継がれているという形になっておりますので、人響会のほうでもその内容については承知しているという形になります。

○のぐち委員長　寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長　工事中の管理体制でございますが、区側の管理体制におきましては、各工事におきまして、建築担当、電気設備担当、機械設備担当のそれぞれの担当者を監督員として配置するとともに、係員を主任監督員として配置しております。これらの職員が毎週現場で開催します工事定例会におきまして、施工者とともに品質管理、工程管理、工事費の管理などを行うとともに、工事中に生じる重要事項、例えば施設運営上の御要望などについても確認、協議を行いながら、適切に管理してまいります。

○のぐち委員長　よろしいですか。

市村委員。

○市村委員　今回の大規模の改修については、老朽化や安全面の課題など、区としてしっかり判断してのことと思っております。そこで、１点だけ、改めてね、今回の改修によって、入居者の安全性、生活環境はどのように向上するのかというのを伺うんですが、その前に、９月29日の厚生委員会でね、芙蓉会から人響会に運用が受け継がれたと。その中で、私も適性検査を行ったという報告があったんで、３点ほど、審査において評価のポイントとなったところ、大田区での運営実績、あと、利用者の説明会での不安の声はどのようなものがあった

のかという質問をさせていただいて、これはかなり実績もあるし、信用できる、かなりの法人だなということが確かめられました。先ほどね、芙蓉会から人響会にしっかりと受け継がれたんですかという質問が千田さんからもあったけど、もちろんそれはね、僕の質問の中でもあってしっかりと受け継がれたということを確認をさせていただいたところです。

そこで、先ほどの入所者の安全性、生活環境はどのように向上するのかということなんですが、実際にこの人響会さん、運営の経験も豊富だし、かなりしっかりした法人さんなんで、やはり今回の大規模改修に関して、恐らく人響会さんにも多分要望が、多分、こうしてください、改修に関してはね、という要望が多分あったと推察されます。その辺のことを要望を受け入れた改修になっているのか、はっきり言えばね。その辺のことを受け入れた、要望をどう生かして今回の改修になったのか。それだけ質問をお願いしたいと思います。

○のぐち委員長　寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長　改修によって施設がどのように向上するかということでございますが、まずは、本施設は竣工から約30年が経過しております。この間、随所で雨漏りが生じてたというふうに聞いております。こういった雨漏り、外壁改修、内装改修、全て行うことにより快適に、設備の故障などもないような状況で快適に円滑な施設運営ができるものと考えております。

また、省エネ対応としまして、サッシにつきましては、複層ガラスを導入いたします。これによりまして、熱負荷の軽減によりましてランニングコストの軽減が図れるものと考えております。

それ以外ですと、災害時の対応としまして、例えば、今回導入します空調がＧＨＰといいまして、ガスヒートポンプのガスを燃料とする空調でございます。部分的ではございますが、自立運転できる空調、ＧＨＰを導入しております。これは、電力が遮断されたとしても冷暖房が稼働できるエリアを設けております。また、災害時対応としまして、非常用発電機も導入しておりまして、既存も非常用発電設備ございました。既存に比べまして、燃料タンクを約５倍を大きくしております。それによりまして、稼働できる、災害時におきまして稼働できる電力供給時間を大幅に延ばしております。

○のぐち委員長　市村委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

たかはま委員。

○たかはま委員　先ほどの千田委員の御質疑のところで、私も３社ＪＶの構成員確保と調整が

難しいという声が聞いたことがありまして、それに対して取組を検討している自治体があるという話も聞いたことがございますが、３社としている目的を契約管財課長にお伺いしたいというふうに思います。

それから、先ほどの整備技術課長の御答弁の中で、区として３社ＪＶ確保が難しいという認識がありながら、２回目以降の公告で構成員数を変えなかった理由をお伺いします。

○のぐち委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　まず、いわゆる共同、ＪＶですね、共同企業体に関しましては、本区のほうで共同企業体に対する大規模建設工事発注取扱い要領という内規の要綱がございまして、こちらでＪＶに関しては運用しているところでございます。ただ、この要綱におきましては、いわゆるＪＶとなる基準となる金額などは定めているんですけれども、今、御指摘のありました２社ＪＶなのか３社ＪＶにするのかというところにつきましては、特にこの要綱では定めておりませんで、運用で決めているところでございます。具体的には、過去の類似の例えば予定金額で同規模の工事などを参考に、契約管財と所管課のほうで調整をした上で、最終的には契約委員会での審議も経て決めているところでございます。

ＪＶを取り入れる目的の一つは、中小企業の受注機会の増大などが挙げられておりますので、今回につきましても、過去のですね、基本的には過去の類似の工事を参考に３社ＪＶにしていると。予定価格も高額であることも踏まえて、３社ＪＶにしているところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知しました。ＪＶの目的が中小企業の受注機会の確保であれば、２社のＪＶであっても１社は必ず区内の事業者が入るというところで、そこは目的は一部達成できるというところがあるのかなと思うんですけれども、２社か３社かというところは、これまでの実績をもとにということで御答弁いただきましたけれども、これ具体的には大体幾ら以上とか何かあるんでしょうか。質問の意図としては、本来であれば、こういう工事であればこれというふうに明確に定めてあるべきなのかなというふうに感じたんですけれども、いかがでしょうか。

それから、ＪＶを組むことがなかなか難しいという状況に合わせて、他区ではＪＶの考え方を変えるという動きがあると認識しておりますが、区としてはどのように捉えていますか。

○のぐち委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　明確にこういう場合は３社ＪＶとか、こういう場合は２社ＪＶという規

定、決まりは正直ないところでありますけれども、ただ、過去の工事を参考にしながらやる中では、おおむねですね、やはり相対的に金額が大きくなるものが３社になりやすいというところはございます。ただ、それを具体的に幾らかというのはちょっと明確にはちょっと申し上げられませんが、そういった傾向にあります。ただ、金額が相対的に低い場合でも３社になったことがないわけではないところもございます。

ＪＶに関しましては、何社組むかというところの見直し、今、おっしゃったように組みやすさ、組みにくさを踏まえた見直しというところはまだ現在取り組んではいないんですけれども、今回、この10月からですね、ＪＶに関して一定見直した点がございまして、ＪＶになる対象工事の金額を、建設工事、土木工事、設備工事、現在それぞれ５億円以上、３億円以上、２億円以上だったところを、昨今の物価高騰なども踏まえまして、建設工事を７億3,000万円以上、土木工事４億2,000万円以上、設備工事を２億7,000万円以上に、この対象工事の基準となる金額については、昨今の情勢を踏まえて少し引上げをしたところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知いたしました。そこのところも昨今の情勢を踏まえてというところですね。分かりました。

中野区では、昨年度から試験的に混合入札、区内の事業者であれば単体の企業でも入札できるというふうにやっていて、それを踏まえて今年度もやっているということですけれども、恐らくメリット、デメリットはいろいろとあるんじゃないかなと思いますけれども、区内事業者さんの声というのは聞いたことはありますでしょうか。

○のぐち委員長　木口契約管財課長。

○木口契約管財課長　直接私どものほうで、その組みにくさというところについては、先ほど整備技術課長がヒアリングして、そういった今回についてはあったというふうには、そういった意味での確認はしておりますけれども、これまでいただいている御意見としては、その組みにくさという意見はほとんど頂戴していなくて、どちらかというと今のＪＶというのは、基準の金額についての御意見はお聞きしていたところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知しました。中野区の事例を紹介する記事では、入札機会参加が目的の一つだというふうに書いてありますので、文京区でもぜひ、地元事業者の声を中心に聞き取りをしていただいて、御検討いただけるとありがたいなと思います。というのも、やっぱりこ

ういう工事で遅れちゃうということがすごく入居者さん、区民への影響が大きいというところがあると思うんですね。私としてはそこを心配しておりまして、で、最後に一言だけ質問ですけれども、今回の工事の契約の時期的なずれによって、工期がどれぐらい変わってくるのか教えていただけますか。

○のぐち委員長　寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長　今回、入札が不調になったわけでございますが、もともと想定していた工期というのが全体で18か月でございます。ですので、当初は６月の議会で議決を予定しておりましたが、これが10月に議決ということで、３か月、４か月ほど後ろ倒しになっているところでございます。

○のぐち委員長　よろしいですか。

沢田委員。

○沢田委員　私、１点だけです。先ほどの話に続く部分なんですけど、その契約の内容とか工事は分かった、工事の内容は分かったんですけど、その実効性に若干の疑問が残るわけです。千田委員と、そして市村委員が心配していたことと同じなんですけど、職員は全員継続するわけですよね。運営もスムーズに継承ができそうだという話なんですが、ただ、一方では、事業者は変わっているわけですよ。これは事実なんです。法人の理念、それから経営方針も当然違うわけです。今、市村委員も指摘したとおり、今回の工事の設計は前事業者の要望に沿って設計した部分が多いと思うんですが、今後、後継事業者の新事業者の要望を反映できる、設計に反映できる機会はあるんでしょうか。

○のぐち委員長　それだけですか。

（発言する人あり）

○のぐち委員長　寺崎整備技術課長。

○寺崎整備技術課長　今後、工事を進める上で、新たな事業者様から施設運営上の要望があった際には、工事への影響や実現可能性を考慮しながら、可能な範囲で対応していきたいと考えております。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　その実現可能な範囲というのが曖昧なので、結局は、ああ、聞きましたけどもね、みたいにならないことを望みたいということなんですよ。要は、今回は外壁も外構も含むフルリニューアルだということなので、次の改修というと、もう大分先になるんですよね。だから、このタイミングでせっかく、その後継の事業者さんがせっかく職員さんを全員継続を

して、利用者さんも安心してサービスを継続できるようにこれだけ配慮してくれているわけですから、区もぜひですね、ここは一肌脱いで、新しい事業者さんの要望を設計に今からでも反映できるような配慮、特段の配慮をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（発言する人あり）

○沢田委員　分かりました。お願いします、以上で。

○のぐち委員長　答弁ありますか。いいすですか。よろしいですか、ないですか。課長、よろしい。配慮を求めるということでね。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、態度表明をお願いいたします。

態度表明は、議案ごとに行いたいと思います。

まず、議案第54号について、自由民主党さん。

○市村委員　本議案は、老朽化が進む文京白山の郷の施設環境を改善し、入所者の安全性と生活の質を確保するために必要な大規模改修を行うものであります。高齢者が安心して暮らせる環境整備は区の重要な責務であり、妥当な契約内容と判断します。以上の理由から、議案第54号、自民党、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　この今の物価高騰の中での適正価格での対応が、こちらしっかりされていること、あと、工事概要として、しましても、非常用発電容量の拡張、窓ガラスを複層ガラスへの変更、バリアフリー対応への改修など、入居者の方々がより安心・安全に生活を送れる環境づくりが盛り込まれた改修になっていると伺っておりますので、こちらしっかりと安全に実施していただければと思います。文京区議会日本維新の会は、議案第54号、賛成いたします。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　ＡＧＯＲＡも、先ほど申し上げた後継事業者の要望に沿う工事内容への特段の配慮を求めまして、議案第54号、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　適正な手続をとられた契約であり、議案第54号、賛成いたします。

○のぐち委員長　日本共産党さん。

○千田委員　文京区内では、特養待機者は７月時点で385人です。また、住所地特例で区外の介護施設に入所する方も768人に達します。1,000人以上の方が区内での、区内での住まいを、住まいの確保を断念させられています。特別養護老人ホーム文京白山の郷の再開を待ち望ん

でいる区民の方はたくさんいます。利用者や家族、区民にとって希望に沿う建物になることを求めて、日本共産党は、議案第54号、賛成いたします。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　先ほどからもいろんな議論ありましたけども、非常に老朽化している施設ということで、非常に今の昨今のこの契約もですね、３回にわたっての不調、ようやく３回目で決まったということもあるんですけども、その辺しっかりとして堅持していただいて、一方では環境対策ということでも、また、災害対策ということもしっかりと盛り込まれているのでね、非常に今後、納期も含めて、しっかりその辺を守りながら進めていっていただきたいというふうに思っておりますので、公明党、第54号、賛成をいたします。

○のぐち委員長　審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第55号の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員　同様の理由で、日本共産党、議案第55号を賛成いたします。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　議案第55号、賛成いたします。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　ＡＧＯＲＡも同様の理由で、55号、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　こちらも先ほどと同様の理由で、文京区議会日本維新の会は賛成いたします。

○のぐち委員長　自由民主党さん。

○市村委員　議案第55号、54号と同様の理由で賛成いたします。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　公明党も、第55号、同様の理由でありますけども、賛成をいたします。

○のぐち委員長　審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第56号の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員　議案第56号も、議案第54号と同様の理由で賛成いたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　文京維新も、こちらも先ほどと同様の理由で、第55号も賛成いたします。

○のぐち委員長　56号、賛成。

（「あ、56号」と言う人あり）

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　ＡＧＯＲＡも同様の理由で、議案第56号、賛成です。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　議案第56号、賛成であります。

○のぐち委員長　日本共産党さん。

○千田委員　日本共産党は、議案第56号、賛成いたします。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　公明党、議案第56号、賛成いたします。

○のぐち委員長　審査結果を申し上げます。

賛成７、反対０。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第57号の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○千田委員　日本共産党、議案第57号、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　文京子育て、議案第57号、賛成であります。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　ＡＧＯＲＡも、議案第57号、同様の理由で賛成です。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　文京維新も、第57号、先ほどと同じ理由で賛成です。

○のぐち委員長　自由民主党さん。

○市村委員　議案第57号、自民党、賛成いたします。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　公明党、議案第57号、賛成をいたします。

○のぐち委員長　審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議員提出議案第１号の審査に入ります。

文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

高山議員。

○高山（泰）議員　それでは、提出理由の御説明をいたします。

ただいま議案、議題となりました議員提出議案第１号、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例は、のぐちけんたろう、吉村美紀、松平雄一郎、宮野ゆみこ、ほかり吉紀、依田翼、高山かずひろ、石沢のりゆき、千田恵美子、豪一、浅川のぼる、山田ひろこ、宮本伸一、田中香澄、沢田けいじ、小林れい子、宮崎こうき、金子てるよし、市村やすとし、田中としかね、名取顕一、白石英行、松丸昌史、岡崎義顕、上田ゆきこ、品田ひでこ、浅田保雄、海津敦子、山本一仁、板倉美千代、関川けさ子の各議員、そして私、高山泰三により提案をいたします。

提案者を代表いたしまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、区民の生活環境の保全を図る観点が、この間の議会質疑で繰り返して提起されてきたことを踏まえ、住宅宿泊事業の実施する期間を制限する区域等を改めるほか、規定を整備するため提案するものです。

施行期日は、公布の日から起算して三月を経過した日です。

以上、御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審査の上、御可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○のぐち委員長　質疑をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員　それでは、提案者にお伺いいたします。今回の条例案の提出は、少々急ぎ過ぎているのではないでしょうか。本来であれば、事前に広く区民の皆様の意見を聞くなど、より時間をかけて丁寧な手続を踏むべきではないでしょうか。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　確かに、そのような御指摘があるということは十分認識をしております。生活や事業活動に影響を及ぼす条例ですから、できる限り丁寧な検討を行う必要があるというふうに考えております。

一方で、この問題につきましては、過去の議会でも繰り返し生活環境の、環境上の課題が取り上げられてまいりまして、例えば令和７年３月の予算審査特別委員会では、住民からの不安や騒音、それからごみ出しの問題、区に苦情が寄せられているという実態が議論されまして、それから、令和７年10月の決算審査特別委員会では、管理者と連絡がとれない事例で

あるとか、また騒音、それから、180日を超える営業の疑いなどについて質疑がなされました。さらに、令和８年３月の予算審査特別委員会では、営業日数や営業可能区域の見直し、それから、近隣住民への事前説明の義務化など、今回の改正内容に直接つながる具体的な提案まで議論をされております。こうした地域の切実な課題について、さらに問題が深刻化してから対応するのでは遅いというふうに考えまして、区民を代表する議会として、今回、議案を提出するということにいたしました。

また、なお、今回の改正は、住宅宿泊事業を全面的に禁止するというものではなくて、これまで一部地域で行ってきた営業日数の制限を全域に広げるというものであります。また、施行後の効果や影響についても引き続き検討して、必要に応じて制度を見直していく必要があると考えております。

以上です。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　御答弁ありがとうございます。地域の、地域の切実な課題を解決したいという旨の答弁がございましたけれども、本改正は、どなたが、何をきっかけに発案されたのでしょうか。また、条文案の実質的な検討はいつ始まり、何回行われたのでしょうか。７月24日に開かれた我々議員向けの民泊に関する勉強会を含め、議案の提出に至るまで、どのような場で、どのように準備を進めてこられたのか。これを後から検証できるように、経過を詳細にお示しいただけますでしょうか。

併せて、本改正について、発案前に区側から議会に対し改正の依頼ですとか、それから、具体的な内容の相談といったような働きかけはありましたでしょうか。あった場合は、その時期と内容をお示しください。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　それでは、発案のきっかけや経緯について時系列でお答えいたします。本年５月中頃ですね、区が旅館業条例の改正を予定しているということをまず把握をいたしました。その際に、複数の議員から、旅館業だけではなく、民泊のほうも同時に見直す必要があるのではないかという意見をいただきました。そこで、区役所、区に確認をしたところ、旅館業条例の改正後に民泊条例の見直しを検討する予定であるということでした。我々といたしましては、旅館業と住宅宿泊事業の制度の見直しの時期を、これ合わせる必要があるだろうというふうに考えまして、議員提出議案としての準備を進めることといたしました。

次に、検討の経過なんですが、これは６月から９月にかけて、議長、副議長を中心に各会

派の御意向を聴取いたしまして、条例案の調整を継続して行ってまいりました。その中で、他区の規制の状況や文京区の苦情件数など、まず実態を把握した上で議論をしたいという意見がありまして、７月の24日に議長主催の民泊に関する勉強会を開催し、現状の課題の共有ですね、これを行ったところです。その後、各会派と水面、各会派と調整を重ねまして、９月中旬に条例案を取りまとめ、９月28日の議会運営委員会で議員提出議案として提出し、今回の審議に至ったものです。

最後に、区から働きかけがあったのかどうかという点なんですが、本改正について、区から議会に対して条例改正の依頼や相談があったということは一切ございません。

一方、議案を提出する以上は、実際にそれが運用可能な制度でなければいけませんので、所管課に対して、区内の状況、それから他区の状況、提案内容が本当に実務上運用可能かどうか、こういった点の技術的な確認を継続して行ってまいりました。

以上です。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知しました。経緯がよく分かりましたし、区側からも技術的な御支援をいただいたということで、ありがとうございます。

そこで、区のほうに確認しますけれども、仮に区が本改正と同じ内容の条例案を作成する場合、区としては、パブリックコメントなど、どのような手続を経ていくことになりますでしょうか。我々議員の目的の一つとしては、早期に解決したいというところもありましたけれども、区が行う場合の課題点といいますか、主に時間的なところですけれども、教えていただけますでしょうか。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　仮に区が住宅宿泊事業の条例改正を行った場合の手続と時間ということを伺ってございますけれども、基本的に区がもし条例改正をするということになればですね、これまでの運営状況だとか地域の実情を踏まえて、当然、庁内で検討することから始まります。また、必要に応じて検討会等の場を設けるなど、関係者からも意見聴取をしながら条例案を検討することになるかと存じます。大体そこまでで、少なくとも３か月半から４か月程度はかかると想定してございます。その上で、区のパブリックコメント手続要綱にのっとりましてパブリックコメントを行うことになりますが、一般的にパブリックコメントを実施する場合につきましては、条例案等を公表し、一定期間、御意見をいただき、提出された意見も踏まえて条例案を取りまとめるという作業になりますので、およそ３か月程度が必要と想

定されることから、今回の議員提出議案と比較をすると、大体６か月半から８か月ぐらいの時間は要するものと考えているところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　それでは、ただいまの区の答弁を踏まえて提案議員にお伺いしますが、区の住宅宿泊事業法施行要領では、条例の検討に当たっての留意事項として、地域の様々な声を聴取しながら、その必要性を適切に判断をする必要があるとしています。平成30年の制定時には区が協議会やパブリックコメントを行い、21名から83件の意見が寄せられております。９月の定例議会の旅館業法施行条例の改正のときも、パブリックコメントを経ております。一方で、本議案は、９月28日の議会運営委員会に提出されてから、表に出てから９日で議決に至るわけです。本議案では、地域の様々な声をいつ、どのような方法で聴取されたのでしょうか。国の施行要領の趣旨や、これまで区が踏んできた手続と比べて、本議案の進め方についてどのようにお考えか、お伺いします。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　地域の声の聴取、それから手続の点だと思いますが、まず、区議会議員が日常の地域活動や広聴活動ということで、住民の皆様の声は常に伺っているということがあります。そして、今回の議員提出議案についても、各議員が日常的に受け止めてきた声に加えまして、この本会議や委員会で繰り返し実際に議論がされてきた騒音、それからごみ出し、管理者と連絡がつかないと、こういったような具体的な問題を踏まえて立案したものであります。地域の声を一定反映したものと考えております。

それから、これで答えになりますか。

以上です。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　最後、一言だけですが、本来であれば、我々議員の一人一人が本議案の検討過程を持って地域を回って、様々な立場の区民の声を聞いて回ることもできたはずです。しかしながら、実態は、議運が提出されるまでは口外しないように周知されてきたと私としては認識しております。このような周知があったという認識で間違いないでしょうか。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　明確に口外をしないようにというような話というよりも、これはいわゆる、じゃあ、そもそものところから説明すると、今回の経緯ですけども、国が規制緩和をして、このＩＣＴとか遠隔管理を活用した省人型の旅館とか簡易宿泊所が運用しやすくなったとい

うことを受けて、文京区としてはですね、区民の生活環境や利用者の安全を図るために、この上乗せの規制というのを今回出しているわけです。それで、結果として、この旅館業を営業しようとしていた業者の一部が、通年営業を諦めて住宅宿泊事業を選択する可能性があるというようなことがあったものですから、こういう形でかなり急いでやったということ。実際、これ早いんじゃないかというようなお話で、何ですか、提案してから９日間しかないのかな、ですよね、ということなんですけども、この条例については、今、今年の６月以降、かなり勉強会を行ってきて、それから４か月間にわたって各会派の中で継続的に検討、調整を重ねてきましたので、今回いきなりぼんと出てきて、９日間で内容を検討したというものではないということは御理解いただけると思います。

それから、そうですね。それから、この条例を施行した後も、実際の運用状況、それから環境、事業者への影響等を見て、必要に応じてもちろん制度は見直していくということが重要だと考えています。

以上です。

○のぐち委員長　よろしいですか。

千田委員。

○千田委員　私からは、三つほど質問させていただきます。

まず、第１点目は、そもそもなぜ今、この条例を改正する必要があるのでしょうかということです。

そして、二つ目は、なぜ商業地域や近隣商業地域までに規制、まで規制対象にして、文京区全域とするのでしょうか。

そして、三つ目は、新宿区などはもっと厳しい民泊規制を進めています。なぜ文京区はゼロ日規制にしないのか。また、週末中心に営業するのか。

以上、三つについてお答えください。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　まず１問目の、なぜ今、この条例をやるのかということについてお答えいたします。住宅宿泊事業法が施行されてから一定期間が経過をしまして、これまでですね、制度を運用する中で、実際の生活環境への影響だとか、様々な課題というものが浮き彫りになってまいりました。それから、地域住民からも、住宅宿泊事業に関する御要望もかなり寄せられておりまして、この問題については、実際、委員会の中で、委員会それから一般質問でも区議会でも議論されてきたところ。これまでの運用状況、地域の状況を踏まえて、現実

の実情に即したルールに改めて見直す必要があるということを考えまして、今回、提案をしたということであります。

それから、商業地域や近隣商業までということで御質問も賜りました。この辺お答えしますと、商業地域、それから近隣商業地域は、都市計画法上は商業活動を行うことを想定した地域なんですけれども、実際、文京区では、そうした地域に数多くのマンションが建ち並んでおりまして、用途地域上の区分と実際の土地の利用にかなりずれが生じているという現状があります。それから、令和４年度以降の苦情を集計しましたところ、苦情91件あったうち、61件が商業地域または近隣商業地域で発生しているという実態を踏まえまして、現在は営業日数の制限対象となっていないこうした地域についても、これまで住居系用途地域等で実施してきた営業日数の制限を適用して、区全域で同じ営業日数の制限を設けることとしたものであります。

それから、３点目もありました、ゼロ日規制の話で、新宿などはもっと厳しい規制をやっているじゃないかという御質問でした。国は令和８年の７月に、地域の実情に応じて、いわゆるゼロ日規制を含めた営業日数の制限が可能であるという技術的助言という書類を出しているんですが、一方で、ゼロ日規制は、静穏な住居環境や教育環境が損なわれるおそれなど、地域の実情に応じて検討するものというふうにされております。文京区どうかということで、文京区においては、確かに生活環境上の課題は生じてはいるんですが、現時点で住宅宿泊事業を全面的に禁止するゼロ日規制が必要な状況とまで陥っているとは考えてはおりません。また、現在、営業日数を制限している地域では、苦情等が比較的少ないということから、現在の営業日数制限が一定機能しているんじゃないかというふうに考えております。そこで、今回の改正では、現在の営業日数制限の仕組みを維持しつつ、制限対象となっていない商業地域、それから近隣商業地域にも適用して、区全体で同様の営業日数制限を設けるということにしております。

以上、御回答いたしました。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　私からは、まず、この間の議会での議論が無事こうして委員会での議員提案という形で実を結んだことを、提案者の一人として感謝をしたいと思います。ただ、１点です、傍聴者の方とか、今後、この委員会の会議録を読む方たちにとっては、この間の議論の経緯の説明が、特に議会内部の水面下での協議を含む検討の経緯の説明が足りないなと思っていたんですね。ただ、ちょうどたかはま委員が質問してくれて、今、時系列で整理ができたん

ですけど、まさにたかはま委員の指摘のとおり、この委員会でのやり取りは、この間の議会内部での検討のプロセス、これを委員会というこの公開の場で再演することで会議録に残すためのものでもあるんですよね。未来永劫に議事録に残るわけです。それによって、後世の検証を可能にする、つまり、あのとき議会は何であああいう判断をしたのか、どこでどうずれて、どう軌道修正をしたのかという記録を、教訓を残すことで、後世の人たちがよりよい判断をできるようにするための大切なやり取りだと思うんです。ので、ちょっと時間はかかりますが、御辛抱いただいてお付き合いいただければと思います。

私からの質問なんですが、最も基本的な事実の確認からです。そもそも、なぜ議員提案なのか。先月の新聞でも、文京区議会が異例の議員提案と報道されました。29日の厚生委員会でも申し上げましたが、立法機能を担う区議会が条例を提案するのは地方自治の本旨に沿えば当たり前のことだと私は思うわけですよね。一方では、この異例という報道の評価は、通例であれば区長提案、つまり区が主体になって検討をして議会に提出をするのが、この類いの条例提案の通例だという、一種の固定観念によるものなんじゃないかと思うわけです。一方で、なぜ今回は通例の区長提案を待つのではなく、議員提案という異例の手法を選んだのか、提案議員に伺います。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　先ほどたかはま委員からの質問のところでも、住宅、旅館業法の条例改正のところとの関係は示しましたが、今回はですね、旅館業について区長提出で旅館業条例の改正案が出てきた。それで、管理体制や構造、設備等の見直しが進められていますが、これ旅館業だけ規制を強化をして、住宅宿泊事業を従来のまま残した場合、この二つの制度の間で規制のバランスの差が生じてしまうという問題があります。そのため、旅館業と住宅宿泊事業という二つの制度について、これを時期をそろえて、同じ時期に見直しをする必要があるということがまずありました。そこで、これまで住宅宿泊事業について各委員会や本会議、地域住民から寄せられた声、こういう声が質疑、行われてきましたので、今回は議員提出議案として提出することになったという経緯でございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　承知しました。ちょっとかぶっていたかもしれないですね、すいません。質疑の割り振りを、私、無視していたかもしれない、申し訳ありません。

（発言する人あり）

○沢田委員　そういうことなんですよね。要は、先ほども申し上げましたが、私は今回のこの

議員提案って、地方自治の本旨に沿うものですし、中でも住民自治の絶好のチャンスだと思っているんです。なぜかというと、その一番の理由は、区民の関心が高いことですよね。みんながもっとこうしてほしいとか、何でこうならないのと思っている問題だということ。そして、もう一つあるわけです。この問題は、生活環境とか財産権の問題が入り組んでいて、一筋縄ではいかない問題だということです。区がこうしますと決めたとしても、必ず不平や不満が出るわけですよね。こういうときこそ、区民の代表である私たち議会の出番なんだと思うんです。いろいろあるけど、まずはこんな感じで一歩踏み出してみませんかと。そして、この先は皆さんも一緒に考えていきませんかと。そういう正面から区民の皆さんに語りかけることができるのは、区民に一番身近な議員である私たち区議会議員なんだと思っているので、要は、まちのルールをみんなで一緒につくるためのスタートラインが今回の議員提案なんだと思っているんですね。

次の質問行ってもいいですか。あと二つあるんです。

○のぐち委員長　はい。

○沢田委員　ありがとうございます。次の質問なんですけど、これが区民の声を受けたものです。具体的には、新たに設けようとしている近隣説明の規定の内容についてです。今回の規定では、全ての事業者に一律に近隣住民への説明会を義務づけるのは、内容になっていますが、それは厳し過ぎるんじゃないかという声があります。実際に私も存じ上げている事業者さん、区内には、例えばですけど、長年の実績があって、近隣住民とも良好な関係を築いてきた家主居住型の民泊がありますし、中には自宅の一室を使ってホームステイのような形で国際交流を行ってきた優良な民泊もあると思うんです。そういう事業者にも一律に義務を課すのはどうかという声ですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　委員がおっしゃるような御指摘があることは、よくよく承知をしております。そこで、今回の改正案なんですが、第８条を御覧いただくと、原則として書面による周知に加えて説明会をやりなさいと、求めるということにしています。一方で、沢田議員がおっしゃったとおり、住宅宿泊事業には様々な形態がありまして、自ら居住する住宅の一部を活用してお貸ししていたり、それこそ国際交流でやっていらっしゃると、こういったケースもありますが、また、事業の内容、管理者、連絡が誰につくのとかということが近隣の住民ともよく、関係性がよくて十分周知されているケースとか、事業の形態や管理の形態も様々あるということはもう承知をしております。そこで、全ての事業形態に一律に同じ負担を課

すことは適切ではないというふうに考えまして、この８条第１項のただし書ですね、ここに規定で定める場合には説明会を開催しないことができるという、この例外規定を設けてございます。原則として、説明会は求めるんだけれども、事業の実態に応じて説明会が省略できるという仕組みとしたものであります。

以上です。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　分かりました。規則で定める場合には説明会を開催しないことができる例外規定を設けるという話なんですが、私も優良な民泊の救済措置として、例外規定を設けること自体はいいと思うんです。ただ一方で、規則で定める部分が多過ぎるとも感じるんですね。特に説明会の開催要件のような重要な内容を、条例で定めるのではなく規則任せにするということには弊害もあると思うんですが、いかがでしょうか。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　お答えいたします。今回の立てつけとしては、条例で定めるべき基本的なルールと行政が実際に現場を運用するというところの仕組み、詳細な仕組みについては、分けて考える必要があるという立てつけで考えています。今回の条例では、原則として説明会を開催することなど、基本的な枠組みを明確にいたしましたが、説明会の具体的な方法、それから省略できる場合、それから変更届の際の周知方法など、実務上の詳細については、実際に届出を受けて制度を運用する区が規定で定めるほうが、実際の問題解決には近いんじゃないかというふうに考えまして、こういう立てつけにいたしました。

以上です。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　区が規則で定めることが適切だという判断なんですが、一方ではですよ、今の答弁を受けて、区としては、今後、どのような規則を定めるおつもりなんでしょうか。特に、特に近隣住民への周知や説明会について、対象となる住民の範囲、それから周知・開催方法、説明会を省略できる場合の要件、それから、届出内容の変更時にはどう対応するかについては、規則でどのように具体化するおつもりでしょうか。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　御質問いただきました。今回の条例案を踏まえさせていただきまして、現在、近隣住民の方への周知や説明会に関する具体的な取扱いについて検討しているところでございます。具体的にはですね、周知の対象となる方、なる近隣住民の方の範囲、確かに

今いただいた範囲、あるいは周知や説明会の時期や方法、あるいは説明会を省略できる場合の要件、届出内容の変更のときに必要となる周知方法などにつきまして、条例案の趣旨を非常によく重く受け止めながら、現在、組織、規則に向けて定めてることを、定めることを検討しているところでございます。説明会については、原則として開催することをお願いしつつ、届出住宅における事業者の居住状況や、宿泊者の滞在中の不在とならないことなどの一定の要件を満たす場合に省略できる仕組みができないかというところを検討してございます。

また、届出内容の変更についても、内容の、変更の内容に応じて書面による周知で済ませるのか、加えて説明会を求めるのかといったところ、周知方法を区分するなども検討しているところでございます。

現時点において、規則の内容を確定したものではございませんけれども、条例に定める基本的な枠組みを踏まえつつ、実際の制度運用に必要となる事項を具体化していきたいと考えているところでございます。

○のぐち委員長　沢田委員。

○沢田委員　詳しい御説明ありがとうございます。内容は承知しました。この先は提案議員の皆さん、私も含めですが、提案や、あと区民の皆さんにお伝えしたいんですが、一般論としては、今回の説明会の開催要件のような重要な内容を、条例ではなく規則に任せるというのは慎重にやったほうがいいと思うんですね。条例は議会の議決がないと変えられない。でも、規則は行政の裁量で変えられるからです。要は、どこまでを条例で定めて、どこから先を規則に任せるかというのは重要な線引きなんですよね、今後にとって。特に議会のチェック機能を後退させないためには、今後、この規則の制定状況、それから運用の状況を議会に改めて報告をしていただいて、議論をする必要があると思いますので、一方では、この条例の趣旨を重く受け止めて検討をいただけるという御答弁をいただきましたので、ぜひ今後も御協力をいただければと思います。

あとは態度表明で述べます。

○のぐち委員長　よろしいですか。

宮崎委員。

○宮崎委員　私からはちょっと２点ほど御質問させていただきたいと思います。

まず１点目で、なぜ既に営業している民泊には新しい営業日数、日数制限を適用せず、新規事業者だけを規制するのでしょうか。こちら、不公平感が出るといった声が届くのではないかというちょっと心配もあるんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　お答えいたします。委員御指摘のとおり、既存の業者と新しく参入してくる業者の間で取扱いが違うじゃないかというような御指摘があることは承知をしておりますが、しかし、これ現行制度の下で、既存の業者というのは適法に届出を行って、その内容を前提として事業を行っているわけでありまして、この営業日数を後から大幅に制限をするということについては、法的な安定性であるとか事業への影響を十分に考慮する必要があると考えています。そのため、今回、営業日数の制限については、施行日以降に新たに届出を行う業者から適用するということにいたしました。既存業者への影響と、今後の生活バランスの保全との、生活環境とのバランスをとったということで御理解いただければと思います。

以上です。

○のぐち委員長　宮崎委員。

○宮崎委員　ありがとうございます。それでは、ちょっと、あともう一点あるんですけども、問題になっているのが、深夜や早朝の出入り、チェックイン、チェックアウト、あと騒音などであれば、営業日をね、制限するより、その時間帯や運営方法を直接規制すればいいのかなとも考えられるんですけども、こちらに関してはどうお考えでしょうか。

○のぐち委員長　高山泰三議員。

○高山（泰）議員　御指摘の深夜・早朝の出入り、それから、チェックイン・チェックアウト時という問題ですが、確かに騒音の苦情というのもそういったタイミングで起こるということを大変聞いていますので問題なんですが、今回の改正では、まず営業日数制限、それから対象地域の、それから近隣への説明会、周知ですね、これを運用の中でまず、まずは一番問題となったこの二つの課題について対応するということが必要であると考えています。

それから、その深夜の出入り、チェックイン、チェックアウトという問題についても、実際の苦情の内容や、この規制をするにしても実効性を伴ったものじゃないといけないものですから、その必要な対応は別途検討していく必要があると考えています。

以上です。

○のぐち委員長　宮崎委員。

○宮崎委員　ありがとうございます。じゃ、最後に、ちょっと今の答弁を受けて、区のほうに伺いたいのですが、深夜・早朝の出入りやチェックイン、チェックアウトなどの時間帯、それを含むね、具体的な運営上の問題に対しては、どのような対応が可能なんでしょうか。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　今、いただきました深夜・早朝のチェックイン、チェックアウトにつきましてですけれども、近隣の住民の生活環境への配慮を考慮いたしまして、原則として午後10時から翌日の午前６時までの間は、宿泊者のチェックイン及びチェックアウトを行わないとする取扱いをガイドラインに盛り込んで、盛り込む方向で検討しているところでございます。また、宿泊予約時に、全ての宿泊者に対して、深夜・早朝のチェックイン、チェックアウトにならない日程で旅程を組むなどの周知も求めていきたいというふうに考えているところでございます。

ただし、交通機関の遅延、その他やむを得ない事情により、当該時間帯にチェックインまたはチェックアウトする場合には、事業者または住宅宿泊管理事業者が立ち会い、宿泊者に対して近隣住民の生活環境に配慮した利用方法について必要な説明を行うことを求める方向で検討しているところでございます。このように、やむを得ず深夜・早朝にチェックイン等を行う場合には、事業者が直接立ち会って宿泊者に説明をすることで、予約時の周知や近隣住民への配慮につながるような取組の実効性を確保していきたいというふうに考えております。

また、通常のチェックイン、チェックアウトの場合についても、宿泊者に対しては、近隣住民の生活環境に配慮した利用方法を周知し、必要な措置を講ずることを求める方向で検討してございます。騒音についても、宿泊者への注意喚起や適切な管理を求めるなど、近隣住民の生活環境に配慮した運営が行われるよう、ガイドライン等により対応していきたいと考えているところでございます。

○のぐち委員長　宮崎委員。

○宮崎委員　ありがとうございます。あとは態度表明で意見を示したいと思います。どうもありがとうございました。

○のぐち委員長　よろしいですか。

ほかによろしいですか。

それでは、態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○市村委員　本議案は、いわゆる民泊に関する規定を強化することで、文京区民の安心・安全と良好な住環境を守るために、ためのものであります。必要な改正であると思っております。これまで議会でも民泊の課題は繰り返し指摘されてきましたが、今回、旅館業法の改正と同時に条例を見直すことで、民泊と旅館業のいずれにも安易に流れない、より実効性の高いも

のとなると考えております。また、議員提出議案として、議員一人一人の区民への思いが結集された点にも意義があるものと考えております。ここに至るまで、様々な思いがございます。その中で、自民党、議員提出議案第１号、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　今後のね、区内での住宅宿泊事業における近隣住民への生活環境保全の確保、近隣区の民泊事情の変化等を考慮した上でも必要な措置であると考えるため、文京区議会日本維新の会は、本議案に賛成いたします。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　先ほどの質疑で、区民の関心が高く、また利害の込み入った問題を整理し、線引きをするのは区民に一番身近な議会である区議会の最も大切な役割の一つだと申し上げました。また、今回の条例提案は、住民自治のチャンスだとも申し上げました。自治とは、私たちのまちの未来を私たち自身で決めること、つまり、私たちがもっと住みやすいまち、もっと豊かなまちをつくるために、これまでの枠組みにとらわれず、新たなルールを創造していくこと、そんな住民主体のアクティブな実践なわけですよね。その点でいうと、今回の議員提案も、私たちのまちのルールを、そこに住む私たち自身が決めるチャンスなわけです。そして、今後の経緯を見守って、必要に応じてルールを見直す、言わばルールを育てる経験を私たち住民自身ができる絶好のチャンスだと思うんですね。これまでの質疑で明らかになったとおりですが、そのためには、先手を打った情報共有や対話の機会づくり、そして区と議会の連携が不可欠なわけです。言わば、住民と区と議会の三位一体で本当の住民自治を、民主主義を、ここ文京区に根づかせるためのチャレンジの一環だと思うわけです。あ、失礼しました。お忙しい中、取材に来ていただいたメディアの皆さんの役割も大きいですからね、この場合は四者一体とでもいいましょうか。すいません、というわけで、今回の条例改正はゴールではなくスタートだということで、ここからが本番なんだということをここで認識を共有させていただきたい。これだけは申し添えて、ＡＧＯＲＡは、議員提出議案第１号に賛成いたします。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　議員提出議案第１号に態度を表明いたします。まず、検討プロセスの課題を申し上げます。国の住宅宿泊事業法施行要領は、地域の様々な声を聴取しながら、その必要性を適切に判断する必要があるとしていますが、本議案は、議会運営委員会への提出から９日で議決に至ります。議会で繰り返し課題が取り上げられているとの御答弁でしたが、議会

での議論は、規制を受ける事業者や家主同居型の区民が条文を見て直接声を寄せる機会に代わるものではありません。また、本議案は、記録が残らず、議員を含め傍聴が認められない幹事長会をはじめ、公開されない場で検討が進み、私を含む２人以下の会派は後から報告を受ける立場でした。なお、その都度、丁寧な報告と意見聴取があったこと、勉強会を開催していただき、条例案について十分理解ができている点は申し添えます。本議案は、区民の暮らしや事業活動に直接関わる規制の条例です。区民の声を聞く手続を経ないまま、提出者としてその経緯を説明する責任を負うことは難しいと考えました。併せて、私が加わり、全議員提出議案となれば、文京区議会先例にならい、委員会審査がないまま本会議で簡易表決となるおそれもありました。そのため、今回は提出者に加わりませんでした。

その上で、本議案の内容についてです。民泊への苦情は令和７年度に31件、今年度は７月末までに17件と増えており、商業系の地域でも実態は住宅地になっている場所も少なくありません。住環境を守るため、営業日の制限を区全体に広げることには一定の必要性を認めます。区には、規則の改正に当たり、区民と事業者の声をよく聞くよう要望させていただきます。また、議会に対しては、議員提出条例を検討する際には、全議員が参加でき、記録の残る場を整えることを併せて要望いたします。

以上の意見を付して、議員提出議案第１号に賛成といたします。

○のぐち委員長　日本共産党さん。

○千田委員　住宅宿泊事業において、騒音やごみ問題に対する不安の声が数多く寄せられています。日本共産党区議団は、住環境を守るために、予算要望書において民泊営業が可能な日数は区内全域で週２日間とし、また、開設時の説明会開催を義務づけることを求めてきました。区民の生活環境保全、そして隣接する新宿区や豊島区が規制を厳しくする中、文京区内に新たな民泊流入を防ぐためにも、住宅、住宅宿泊事業の規制強化が求められています。日本共産党は、議員提出議案第１号に賛成します。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　この間、議会の中でもいろんな意見が積み上げられてきましたけども、特に区民の生活環境の保全を図るという観点、それから住宅宿泊事業の実施期間を制限する区域等を改めるなど、また、この規定を整備していくという部分においては、今回のこの議員提出議案は非常に大事であるという観点から、公明党といたしましては、この第１号、賛成をいたします。

○のぐち委員長　それでは、審査結果を申し上げます。

賛成７、反対ゼロ。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、付帯決議審査に入ります。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

田中としかね委員。

○田中（と）委員　ただいま議題となりました議員提出議案第１号、文京区住宅宿泊事業の運に関する条例の一部を改正する条例に対する付帯決議ですが、付帯決議は、千田恵美子、沢田けいじ、宮崎こうき、市村やすとし、松丸昌史の各委員、そして私、田中としかねにより提案をいたします。

提案者を代表して、提案理由を申し上げます。

本付帯決議案は、文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例の一部を改正する条例の施行に当たり、区に対し、以下の３点について適切な対応を求めるものであります。１、本条例の趣旨に鑑み、近隣住民の生活環境の保全を図る観点から、住宅宿泊事業が適切に行われるよう必要な措置を講ずること。とりわけ、深夜または早朝の時間帯について、静穏な住居環境が損なわれないよう、必要な制限を設けることを検討すること。２、住宅宿泊事業については、自ら居住する住宅の一部を活用する場合もあることを踏まえ、届出予定者の居住の状況及び管理の形態に応じ、一律に過度な負担を課すことのないよう十分配慮すること。３、本条例による規制の効果及び影響について、１年を目途に検証を行い、その結果を議会に報告すること。

以上となります。よろしく御審査の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○のぐち委員長　それでは、御質疑をお願いいたします。

たかはま委員。

○たかはま委員　付帯決議案の２項と呼べばいいでしょうか。２番目に関連して、区に確認したいと思います。９月29日の本委員会で、家主同居型の民泊は21件あり、そのうち家主の居住自体が確認できているものは５件との御答弁だったと記憶しておりますが、残る16件の状況について教えていただきたいと思います。個別にというわけではなくて、管理の実態を区ではつかめているのかどうかといったところをお伺いしたい。それから、今後、どのように確認し、指導していくのか教えてください。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　まず、９月29日の議会で、厚生委員会で御答弁しました、実際、21件の家主同居型の民泊について、５件が現状、家主が同居していることが確認できたというとこ

ろでございます。ただ、一回、一通り行っただけでいないとか決めつけるわけにもいきませんので、今後ちょっと粘り強く、会えないかということで少し確認をしたいと思っております。その上で、もし本当に家主が同居してなかった場合につきましては、明らかに家主同居型の民泊としての要件を外れますので、そこについては家主不在型のほうへ移行していただく等々の手続を踏みたいというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長　たかはま委員。

○たかはま委員　承知いたしました。その場合、ちょっと今、聞いてて気になったんですけど、また届出を出し直す形になるんでしょうかね。だとすると、この新しい条例が施行されてからかどうかで大きく変わってしまうと思うのですが、いかがでしょうかというところと、あとは、付帯決議案の２項のところで、一律に過度な負担を課さないような配慮を求めていくというところで、事前に課長とやり取りをさせていただいた際には、実際の居住実態を見ていただいて、それから居住の年数なんかも含めて緩和も考えてはいいんじゃないかなというような議論をしたかと記憶していますけれども、先ほどの御答弁で現時点でのお考えについては把握いたしましたが、実際にこの条例が施行されて、その後の、に届けられたものですね、開業後の居住の実態というのをどのように見守っていくことを想定されていますでしょうか。

○のぐち委員長　中島生活衛生課長。

○中島生活衛生課長　家主同居型から家主不在型への切替えの場合は、出し直しではなく変更手続になります。なので、実際もう既に営業されている民泊の方が、事業主が替わればまた別なんですけど、そういうことがない限りは、基本的には変更手続になります。

　また、実際、今後どのように確認をしていくのか、どのような対応をしていくのかというところなんですが、やはり、もともと家主同居型につきましては、一定、委託の義務が緩和されるとかいろいろありますので、その辺のところはやはり適切にやっていただくしかないかなと思っています。実際問題、民泊の約９割が賃貸住宅ということでやってございますので、その辺も含めまして、やっぱりちょっと一定、あまりにも、例えばかつて委員がおっしゃったように、たくさんの民泊が、全然その後、住居者が、入居者が入っていないなんていうような状況があった場合につきましては、ちょっと個別に一軒一軒当たっていきたいというふうに考えているところでございます。

○のぐち委員長　よろしいですか。

　よろしいですか。

それでは、態度表明を行います。

日本共産党さん。

○千田委員　住民の住環境が保全されるよう、条例と調和するように活用することを求め、日本共産党は、議員提出議案第１号の付帯決議に賛成します。

○のぐち委員長　文京子育てさん。

○たかはま委員　文京子育て、付帯決議案には反対いたします。１項と３項の内容は妥当であり、私からも区に求めたい事項です。しかし、２項については認められません。週末に自宅の一部を貸し出し、国際交流や資産の有効活用につなげたいという区民の思いに寄り添うことは私も異論はありません。その上で理由を申し上げますが、先ほどの御質疑にあったとおり、現在の家主同居型21件のうち、居住実態を確認できているのは５件にすぎないという現状があり、せっかく条例によって住環境を守る方向に大きくかじを切るのに、実態確認が難しい家主同居型に対して、今の時点で配慮をするとなると、近隣への説明が不十分な民泊が増加し、条例の本当の目的を損なうおそれがあります。これは分からないです、今の時点では。そのため、議会の意思として付帯決議にて２項の趣旨を要望することには賛成できません。現場の実態に即して慎重に規制を改正していただくことをお願いいたします。以上の理由から、付帯決議案には反対いたします。

○のぐち委員長　ＡＧＯＲＡさん。

○沢田委員　ＡＧＯＲＡとしては、今回の付帯決議案のこの３件は、先ほど質疑で申し上げてきたことを具体化した内容ですので、特に効果検証とフォローアップのところですね、これが先ほど申し上げたとおり今回の条例改正を住民自治のチャンスにするための鍵、肝になる部分ですので、改めて区の協力を強く要望いたしまして、付帯決議案、賛成いたします。

○のぐち委員長　文京維新さん。

○宮崎委員　我々文京区議会日本維新の会の要望でもあります、チェックイン時間のことをガイドラインに盛り込むことや、本条例による規制の効果及び影響についてはしっかりと検証を行っていただき、近隣住民の住環境保護と民泊経営側の両建てをしっかり行えるようにしていただきたいということも踏まえて、文京区議会日本維新の会は、この付帯決議、賛成いたします。

○のぐち委員長　自由民主党さん。

○市村委員　付帯決議では、区により具体的な規定の検討や今回の改正の１年後の検証を求めており、区民の安心・安全を守るための実効性のある運用につながるものであります。以上

の理由により、議員提出議案第１号の付帯決議に賛成いたします。

○のぐち委員長　公明党さん。

○松丸副委員長　公明党は、付帯決議に賛成をいたします。特に条例施行後１年を目途に、検証と効果というのをしっかりと行っていくということは非常に大事なことなので、この辺も含めて、この条例に対し、議案に対しまして、賛成をいたします。

○のぐち委員長　審査結果を申し上げます。

賛成６、反対１。よって、原案を可決すべきものと決定いたします。

○のぐち委員長　それでは、本会議での委員会報告についてです。

文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長　本日の委員会記録については、委員長に御一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○のぐち委員長　以上で、厚生委員会を閉会いたします。

午後　　５時１５分　閉会